目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 金融庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 金融庁の設置 (第二条)

第二節 金融庁の任務及び所掌事務等 (第三条—第五条)

第三章 審議会等 (第六条—第二十三条)

第四章 雑則 (第二十四条・第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 金融庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定める

とともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 金融庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 金融庁の設置

(設置)

第二条 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、

金融庁を設置する。

2 金融庁の長は、金融庁長官(以下「長官」という。)とする。

第二節 金融庁の任務及び所掌事務等

(任務)

第三条 金融庁は、 我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、 有価証券の投資者その他これらに

準ずる者の保護を図るとともに、 金融の円滑を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、 金融庁は、 同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助け

ることを任務とする。

3 金融庁は、 前項の任務を遂行するに当たり、 内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 金融庁は、 前条第一項の任務を達成するため、 次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 次号イからフまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。
- イ 銀行業又は無尽業を営む者
- 口 銀行持株会社
- ハ 信用金庫、労働金庫、 信用協同組合、 農業協同組合、 水産業協同組合、 農林中央金庫その他の預金又は貯

金の受入れを業とする民間事業者

- = 銀行代理業、 長期信用銀行代理業、 信用金庫代理業、 労働金庫代理業、 信用協同組合代理業、 農業協同 組
- 合法 (昭和二十二年法律第第百三十二号)第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、 水産業協
- 同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号)第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は

農林中央金庫代理業を行う者

ホ 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

へ 保険業を行う者

ト 保険持株会社

チ 船主相互保険組合

IJ 金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引

業をいう。)を行う者

ヌ

指定親会社(金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。)

ル 金融商品債務引受業を行う者

ヲ 証券金融会社

ワ 投資法人

力 信用格付業者

ヨ 金融商品市場を開設する者

夕 金融商品取引所持株会社

認可金融商品取引業協会、 認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体

レ

- ソ 取引情 報蓄積機関 (金融商品取引法第百五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。)
- ツ 特定 金 融指標算出者 (金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をい

う。 <u>)</u>

- ネ 信託業 (担保付社債に関する信託事業を含む。) 又は信託契約代理業を営む者
- ナ 貸金業を営む者
- ラ 貸金業協会
- ム 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)第二条第十六項に規定する指定信用情報機関、 同法第二十四条
- \mathcal{O} 九第二項に規定する指定試験機関及び同法第二十四条の二十五第二項に規定する登録講習機関
- ウ 特定金融会社等 (金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律 (平成十一年法律第三十二号)
- 第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。)
- 中 特定目的会社、 特定譲渡人及び原委託者 (それぞれ資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号)
- 第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、 特定譲渡人及び原委託者を

いう。)

ノ 不動産特定共同事業を営む者

オ 確定拠出年金運営管理業を営む者

ク 指定紛争解決機関 (銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の六十二第一項の規定による指定

を受けた者その他の政令で定めるものをいう。)

ヤ 前払式支払手段発行者

マ 資金移動業を営む者

ケ 資金清算業を行う者

フ 認定資金決済事業者協会

兀 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五. 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等 (預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号) 第五十

九条第二項に規定する合併等をいう。)の適格性の認定及びあっせんを行うこと。

六 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等 (農水産業協同組合貯金保

険法 (昭和四十八年法律第五十三号)第六十一条第二項に規定する合併等をいう。) の適格性の認定及びあっ

せんを行うこと。

七 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等

(保険業法

(平成七年法律第百五号) 第二百六

十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。)の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行

うこと

八

九 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

+ 投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。

十一 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

十二 準備預金制度に関すること。

十三 金融機関の金利の調整に関すること。

十四四 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十五 自動車損害賠償責任共済に関すること。

十六 金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による有価証券届出書、 有価証券報告書その他の書類の

審査及び処分に関すること。

十七 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。

十八 公認会計士及び監査法人に関すること。

十九 株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。

二十 電子記録債権の電子記録に関すること。

二十一 金融に係る知識の普及に関すること。

二十二 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。

二十二の二 金融商品取引法及び公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三号)の規定による課徴金に関すること。

二十三 金融商品取引に係る犯則事件の調査に関すること。

二十四 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十五 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十六 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関す

前各号に掲げるもののほか、 法律 (法律に基づく命令を含む。) に基づき金融庁に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、 金融庁は、 前条第二項の任務を達成するため、 内閣府設置法第四条第二項に規定す

る事務のうち、 前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、 当該重要政策に関して閣議におい

て決定された基本的な方針に基づいて、 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合

調整に関する事務をつかさどる。

(関係行政機関との協力)

第五条 長官は、 金融庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、 資料の

提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 長官及び金融関連業者(金融庁の所掌に係る金融業に類似し、 又は密接に関連する事業を営む者をいう。)に

対する検査を所掌する行政機関 の長は、 効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求

めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

第三章 審議会等

(設置)

第六条 金融庁に、次の審議会等を置く。

金融審議会

証券取引等監視委員会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより金融庁に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げ

るものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

公認会計士・監査審査会	自動車損害賠償責任保険審議会	名称
公認会計士法	自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)	法律

(金融審議会)

第七条 金融審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

内 閣総 理大臣、長官又は財務大臣の諮問に応じて国内金融に関する制度等の改善に関する事項その

他の国内金融等に関する重要事項を調査審議すること。

- 前号に規定 する 重 要事 項に関 Ļ 内 閣 総 理大臣、 長官 又 は 財 務大臣に意見を述べ ること。
- 三 内 閣 総 理大 臣 又 は 長官 \mathcal{O} 諮 間 に応応 じて 責 任 保 険 自 動 車 損 害 賠 償 保 障 法 第 五. 条に 規 定する責 (任保) 険

をいう。)に関する重要事項を調査審議すること。

兀 前号に 規定する 重 要事 項に関 l, 関係各大臣 又は長官に意見を述べること。

五. 金 融 機 関 \mathcal{O} 金利 に関し、 内 閣 総 理大臣、長官、 財務大臣又は 日本 銀行の政策委員会(日 本銀行法 平

成 九 年法 律第八十九号) 第十四条に規定する政策委員会をいう。) に意見を述べること。

六 内 閣 総 理大臣又は長官 0 諮問に応じて公認会計士制度に関する重要事項を調査 審議すること。

七 臨 時 金利 調 整法 (昭和二十二年法律第百八十一号)第二条第三項及び第六条の規定によりその権限

に属させられた事項を処理すること。

2 金 融 審 議 会の 委員 そ 0 他 \mathcal{O} 職員で政令で定めるものは、 内閣総 理大臣 が任命する。

3 前 項 に 定 \emptyset る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 金 融審 議 会 0) 組 織 及び 委員その他 0 職 員そ 0 他 金 融 審 議 会に関し必 要な

事項については、政令で定める。

(証券取引等監視委員会)

第 八人条 証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。) は、 金融商品取引法、 投資信託及び投資法人に関す

る法律 (昭和二十六年法律第百九十八号)、不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第百三十四号)、

預金保険法、 資 産 の流動化に関する法律、 社債、 株式等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 及び

犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年法律第二十二号)の規定によりその権限に属させられた事

項を処理する。

(職権の行使)

第九条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第十条 委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

(委員長)

第十一条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委 員長に 事 故が あるときは、 あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第十二条 委員 長 及び 委員 は、 両 議 院 \mathcal{O} 同 意を得て、 内 閣 総 理 大 臣 が 任 命 する。

2 80 に 委 員 両 議 長 院 又は委員 \mathcal{O} 同 意を得ることができないときは、 \mathcal{O} 任 期 が 満 了 し、 又 は 欠員 が 生じ 内) た場: 閣 総 理大 合に 臣 お は、 7 て、 前 項 国 会 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 閉 に 会 又 か は か わ 衆 議院 らず、 \mathcal{O} 解 委員 散 長又 のた

は委員を任命することができる。

3 前 項 0 場合に お いては、任命後最初の国会に お いて 両 議 院の事後 の承認を得なければならない。 こ の

場 合 に おお *(*) て、 両 議 院 0 事 後 0) 承 認 が得られないときは、 内 閣 総理大臣は、 直ちにその委員長又は 1 委員

を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

第十三条 委員長1 及び 委員 の任期は、三年とする。 ただし、 補欠の委員長又は委員の任期は、 前任者の残

任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委 員 長 及 び 委 員 \mathcal{O} 任 期 が 満 了 したときは、 当該委員長及び委員は、 後任者が任命されるまで引き続き

その職務を行うものとする。

(委員長及び委員の身分保障)

第十 兀 条 委員 長 及 び 委員 は 委員会により、 心 身 \mathcal{O} 故 障 \mathcal{O} た 8 職 務 の執 行 が できない . ك 認 \emptyset 5 れ た 場 合

又 は 職 務 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 義 務 違 反 その 他委員長若しく は委員たるに 適し ない 非行 があ ると認 \emptyset 5 れ た 場 合を除 1

ては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員長及び委員の罷免)

第 + 五. 条 内 閣 総 理 大 臣 は、 委員長又は委員が前条に該当する場合は、 その委員長又は委員を罷免しなけ

ればならない。

(委員長及び委員の服務等)

第十六 条 委員 長 及び 委員 は、 職務上知ることのできた秘密を漏 らしてはならない。 その職を退い た後、

同様とする。

2 委 員 長及び 委員 は、 在任 中、 政党その他 の 政 治的 寸 体 の役員となり、 又は 積極的 に政 治 運 動 かをし ては

ならない。

3 委 員 長及び委員 は、 在任 中、 内 閣 総理大臣 の許可 *O* ある場合を除くほ か、 報 酬 を得 7 他 一の職務 に .従事

又は営利事業を営み、 その 他金銭上の利 益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員長及び委員の給与)

第十七条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十八条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の 議事は、 出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

(事務局)

第十九条 委員会の事務を処理させるため、 委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勧告)

第二十条 委員会は、 金融商品取引法、 投資信託及び投資法人に関する法律、 預金保険法、 資産の流動化に関する

調査 法律、 令を含む。) (次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、 社債、 の規定に基づき、 株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律 検査、 報告若しくは資料の提出の命令、 質問若しくは意見の徴取又は犯則事 (これらの法律に基づく命 その結 件の

果に基づき、 金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政

2 委員会は、前項の勧告をした場合には、 内閣 総理大臣及び長官に対し、 当該勧告に基づいてとった措

処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

置について報告を求めることができる。

(建議)

第二十一条 委員会は、 証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、 金融商品取引の公正を確保

するため、 又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、 長官

又は財務大臣に建議することができる。

(公表)

第二十二条 委員会は、 毎年、 その事務の処理状況を公表しなければならない。

(政令への委任)

第二十三条 第 八 条かり ら前 条までに規定するものの ほか、 委員会の所掌事 務その 他委員会に関 し必要な事

項は、政令で定める。

第四章 雑則

(官房及び局の数等)

第二十四条 金融庁は、 内閣 府設置法第五十三条第二項に規定する庁とする。

2 内 閣 府設置法第五十三条第二項の規定に基づき金融庁に置かれる官房及び局の数は、 三以内とする。

(審判官)

第二十五条 金融商品取引法第六章の二第二節及び公認会計士法第五章の五の規定による審判手続の一 部を行わ

せるため、金融庁に審判官五人以内を置く。

2 審 判 官 は、 金 融 庁 \mathcal{O} 職 員 のうち から、 審判 手 続を行うについて必要な法律 及 び 金 融 に 関す る知識 経験

を有 か つ、 公正な判断をすることができると認められる者について、 長官が 命ずる。

附則

(施行期日)

第一 条 \mathcal{O} 法 律は、 公 布 O日から起算して二月を超えない 範 囲 内 12 お いて 政令で定める日から施 行する。

ただ 附則第 五. 条 第 項及び 第七条第一 項 \mathcal{O} 規定 は、 公 布 Ö) 日 カゝ ら施行する。

第二条 削除

(金融監督庁設置法の廃止)

第三条 金 融 監督庁 設置 法 伞 成九年法律第百一号) は、 廃止する。

(職員の引継ぎ)

第 四条 この 法律の施行の際現に従前の金融監督庁の職員である者は、 別に辞令を発せられない限 り、 同

の勤務条件をもって、金融監督庁の職員となるものとする。

(経過措置等)

第 五. 条 第七 条第 項 0) 規定による金融 再生委員会 \mathcal{O})委員 の任命のために必要な行為は、 この 法律 -の施行

前においても行うことができる。

2 0 法 律 (T) 施 行の 日 以後最初に任 命される金融 再生 委員会の委員の任命について、 国会の閉会又は衆

議 院 0) 解 散 0) た め に 両 議 院 \mathcal{O} 同 意を得 ることが で きな 1 ときは、 第七 条第二項 及 び 第 三 項 0) 規 定 を 準 用

す る。

第 六 条 従 前 \mathcal{O} 証 券 取 引 等 監 視 委員 (会は、 こ の 法 律 \mathcal{O} 規定 に 基づく 証 | 券取 引 等監 視委員会とな り、 同 性

を ŧ 0 7 存 続 す るも \mathcal{O} とす る。

2 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 従 前 \mathcal{O} 証 券取 引等 監視 . 委員: 会の)委員 長又は委 員である者は、 それ ぞれ 0) 法

律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日に、 第二十 匹 条 第 項 0 規 定に ょ ŷ, 0) 法 律 \mathcal{O} 規 定 に 基づく証 券取 引等 監 視 委 員 会 0) 委

員 \mathcal{O} 長 任 又は 期 は、 委員として任命され 第二十五 条第 項 た 0) 規 ŧ 定 のとみなす。 に か かわ らず、 ک \mathcal{O} 同 場合に に お お け 7 る て、 従前 その \mathcal{O} 任 証 券取 一命され 引等監 たも 視 0 多員 とみ 会の なされ 委 (員長 る者

日

又 は 委員 として のそ れ ぞ れ \mathcal{O} 任 期 \mathcal{O} 残 任 期 間 と同 (T) 期 間 とする。

3 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 従 前 \mathcal{O} 証 券 取 引 **等監**! 視 委員 会が 内 閣 総 理 大臣、 金 融 監督 庁 長 官 又 は 大 蔵 大 臣 に 対

7 L た 附 則 第 \equiv 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 廃 止 前 \mathcal{O} 金 融 監 督 庁 設 置 法 第 + 八 条 第 項 \mathcal{O} 勧 告 又 は 同 法 第 + 九 条

若し Š は 第二 十 条第 \equiv 項 \mathcal{O} 建 議 に 0 **(**) て は、 れ を、 \mathcal{O} 法 律 0) 規 定 に基 づ < 証 券 取 引等 監 視 委 員 会が

この 法 律 \mathcal{O} 相 当 規 定 に 基づ 1 て、 金 融 再 生 委員会、 金 融 監 督 庁 長 官又 は 大 蔵 大臣 に 対 してし た勧: 告又は

建 議 لح み な いして、 0) 法 律 \mathcal{O} 規 定 を適 用 す る。

第 七 条 附 則 第 五. 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 は 第三 $\overline{+}$ 兀 条第二 項 \mathcal{O} 規 定によ る株. 価 算定委員会 \mathcal{O} 委員 \mathcal{O} 任 命 \mathcal{O} ため

に必要な行為について準用する。

2 0) 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 以 後 最 初 に 任命される株 価 算定委員会の委員 の任 命 につ , , て、 玉 会 0 閉 会又は衆

議 院 0) 解 散 \mathcal{O} た 8) 12 両 議 院 \mathcal{O} 同 意を得ることができないときは、 第七条第二項及び第三 一項の 規定 を 準用

する。

(所掌事務の特例)

第 八条 金 融 庁 は、 第三条の任務を達成するため、 第四条各号に掲げる事務のほか、 当分の間、 次に掲 げ

る事務をつかさどる。

金 融 機 能 \mathcal{O} 再 生 0 た 8 \mathcal{O} 緊急 措 置 に 関 す Ź 法 律 平 成 十年 法 律第百三十二号) 0) 規定 に 基づり < 事 務

金 融 機 能 \mathcal{O} 早 期 健 全 化 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 緊 急 措 置 に . 関 す る法 律 平 成 + 年 法 律 第百 兀 十三号) \mathcal{O} 規 定 に 基づ

く事務

2 金 融 庁 は、 第三条 第 項 の任務を達成するため、 第四 [条第 項各号に掲げる事務及び前 項各号に 掲 げ

る事 務 \mathcal{O} ほ か、 政 令で定める 日 ま で 0 間、 銀行等保有株式 取 得機 構の業務及び 組 織 \mathcal{O} 適 正 な 運営 0) 確保

に関する事務をつかさどる。

(株価算定委員会)

第 九条 金 融 機 能 \bigcirc 再生の ための 緊急措置に関する法律の規定に基づく株価算定委員会の事 務が終了す

る日 として政令で定める日まで \mathcal{O} 間、 金融 庁に株価算定委員会を置く。

2 株 価 算 定委員会は、 金融 機 能 0) 再生の ための緊急措置に関する法律第四十条の規定によりその権限に

属させられた事項を処理する。

(組織)

第十条 株価算定委員会は、委員五人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十 条 株 価 算 定委員会に、 委員 長を置き、 委員 \mathcal{O} 互 選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、株価算定委員会を代表する。

3 株 価 算 定 (委員 会は、 あ 5 かじ め、 委員 長 に 事故 があるときにそ 0 職 務を代理する委員 を定 め Ć お かな

ければならない。

(委員の任命)

第十二条 委員 は、 法 務、 金 融 会計等に関し 優れた識 見と経験を有する者のうち から、 両議 院の 同 意を

得て、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期)

第十三条 委員 の任期は、 附則第九条第一 項の政令で定める日までとする。

(関係行政機関との協力)

第十 应 条 株 価 算 定 委員会は、 その 所掌事 務を遂行するため必 要が あ ると認めるときは、 金融 庁長官を通

じて、 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長に 対 し、 資料 \mathcal{O} 提 出, 説 明そ 0) 他 \mathcal{O} 必要な協 力を求 めることができる。

(準用規定)

第 十 五. 条 第十二条第二 項 及 Ű 第三 項、 第十四条、 第十五 条 並 び に 第十六 条 第 項 及 び 第二 項 0) 規 定 は、

株 価 算定 委員会 $\overline{\mathcal{O}}$ (委員) に っつい て準用する。 この場合にお ζ) て、 第十四条 中 「委員会」 とあ るの は、 休株

価算定委員会」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第 十六条 附 則第九条から前条までに規定するもののほ か、 株価算定委員会に関し必要な事 項は、 政令で

定める。

(金融機能強化審査会)

第十七条 金融機 能 の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)で定めるとこ

ろにより金融庁に置かれる金融 機能強化審査会は、 同法の定めるところによる。

附 則(平成十一年四月二十一日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、 公 布 0 日 から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第 条 こ の 法律 は、 内閣 法 の — 部を改正 する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の 日 カュ ?ら施 流行す

る。 ただし、 次 の各号に掲 げ る規定は、 当該 各号に定 める日 か ら施行する。

附 則(平成十一年七月三十日法律第百十六号) 抄

(施行期日)

第一 条 ۲ \mathcal{O} 法 律 は、 公布 の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 それぞれ当該各号に定

める日から施行する。

附 則(平成十一年八月十八日法律第百三十六号) 抄

(施行期日)

第一 条 この 法律 は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内にお いて政令で定める日から施 行する。

ただし、 附 則第十一 条の 規定 は、 中 央省庁等改革 \mathcal{O} た め \mathcal{O} 玉 \mathcal{O} 行政 組織関係 法律 \mathcal{O} 整 備等に関する法律

(平成十一年法律第百二号) の施行の日から施行する。

附 則(平成十一年十二月八日法律第百五十一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年五月三十一日法律第九十六号) 抄

(施行期日)

第一 条 この 法 律 は、 平成十二年十二月一日 (以 下 「施行日」という。) から施行する。 ただし、 次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則(平成十二年五月三十一日法律第九十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行

日」という。)から施行する。

附 則(平成十二年十一月二十七日法律第百二十六号) 抄

(施行期日)

第一 条 ک \mathcal{O} 法 律 は、 公 布 \mathcal{O} 日 から起算して五 月を超えない範 囲 内 12 お 7 て政令で定める日から施行する。

ただし、 次の各号に掲 げげ る 規定 は、 当該各号に定 8 る 日 か 5 施行 する。

附 則(平成十三年六月二十九日法律第八十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則(平成十三年十一月二十八日法律第百三十一号) 抄

(施行期日)

第 条 この法律 は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内にお *(*) て政令で定める日から施行する。

附 則(平成十四年四月二十六日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第 条 この法律は、 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成十四年六月十二日法律第六十五号) 抄

(施行期日)

第一 条 ک \mathcal{O} 法 律 は、 平成十五 年一月六日 から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定める日から施行する。

附 則(平成十五年五月三十日法律第五十四号) 抄

(施行期日)

第 条 ک \mathcal{O} 法 律 は、 平成十 六 年四 月一 日 か 5 施 行 する。

附 則(平成十五年六月六日法律第六十七号) 抄

(施行期日)

第一条 ے 0) 法律 は、 平成十六 年四 月一日から施行する。 ただし、 附則第二十八条の規定は 公布 の日 か 5

第二条、 次条、 附則第三条、 附則第五条、 附則第六条、 附則第八条 から第十条 まで、 附 則 第三十条、 附

則第三十二条、 附則第三十六条から第四十五条まで、 附則第四十七条、 附 則第 五. 一十条、 附則 第五· 十二条

及び附則第五十三条 (金融庁設置法 (平成十年法律第百三十号) 第四条第十八号の改正規定に限る。)

の規定は平成十八年一月一日から施行する。

附 則(平成十六年六月九日法律第八十八号) 抄

(施行期日)

第一 条 \mathcal{O} 法 律 は、 公 布 0) 日 か 5 起算 L て 五 年を超えな い範囲内にお いて政令で定める日 (以 下 「施行

日」という。)から施行する。

附 則(平成十六年六月九日法律第九十七号) 抄

(施行期日)

第一 条 こ の 法 律 は、 平成十七年四月一日 (以 下 「施行日」という。) から施行する。 ただし、 次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則(平成十六年六月十八日法律第百二十八号) 抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成十六年十二月三日法律第百五十四号) 抄

(施行期日)

第一 条 ک の法律は、 公 布 O日 か ら起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 (以下「施行

日」という。)から施行する。

附 則(平成十六年十二月八日法律第百五十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則(平成十六年十二月十日法律第百六十四号) 抄

(施行期日)

第一 条 こ の 法律 は、 公布の 日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則(平成十六年十二月十日法律第百六十五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内にお いて政令で定める日から施行する。

ただし、 附則第四条及び第五条 の規定は、 公 布 0 日から施 行する。

附 則(平成十七年五月二日法律第三十八号) 抄

(施行期日)

第一 条 ک \mathcal{O} 法 律 は、 公 布 O日 か ?ら起: 算し て一年を超えない範囲内において政令で定める日 (以 下 「施行

日」という。)から施行する。

附 則 (平成十七年七月二十六日法律第八十七号)

抄

この 法 律 は、 会社 法 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 ける。 ただし、 次 の 各号に掲 げる 規定 は、 当該 各号に 定 8) うる 日

から施行する。

附 則(平成十七年十月二十一日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第 条 ک \mathcal{O} 法 律 は、 郵 政 民営化法の施行の日 から施行 する。 ただし、 中 · 略 一 第百二十 匹 条中 証 券 決済

制 度等 0 改 革 に ょ る 証 券市 場 の整備 \mathcal{O} た 8 *O* 関 係 法 律 の 整 備 等に関する法律附 則 第 条 第二 号 \mathcal{O} 改 正

規 定 及び 同 法 附 則第 八十五 条を同 法附 則第八十六条とし、 同法 附 則第八十二条か : ら第: 八十四条ま で を

条ず 0 繰 り下 げ、 同 法 附則 第八 + 条 \mathcal{O} 次に一 条を加える改正 規定 [中略] は、 郵政民営化法附 則 第

条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成十七年十一月二日法律第百六号) 抄

(施行期日)

第 条 \mathcal{O} 法 律 は、 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 L て — 年を超えな *(*) 範 開内に お いて政令で定める日 (以 下 「施行

日」という。)から施行する。

附 則(平成十八年六月十四日法律第六十六号) 抄

この法 律は、 平 成 十 八 年証 券 取 引法 改正 法 \bigcirc 施行 の 日 か ら施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

前 略 金 一融 广 設置法第二十条第一 項の改正規定 ()検査」の下に 報告若, しくは資 料 の提出

 \mathcal{O} 命令、 質問若しくは意 見の徴取」 を加える部分に限る。) 平成十八年証券取引法改正法附則第

条第一号に掲げる規定の施行の日

匹 二百十四条の規定 平 成 十八年証券取引法改正法附則第一 条第五号に掲げる規定の施行の日

附 則(平成十八年十二月二十日法律第百十五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の目から起算して一年超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)

から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六十六条の規定 公布の日

二 [略]

 \equiv 第三条の規定並びに附則第十六条、 第四十条、 第四十二条及び第六十五条の規定 施行日から起算して一年

六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則(平成十九年三月三十一日法律第二十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日

から施行する。

[前略] 附則第二十三条中金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第八条の改正規定及び同法第二十条第

項の改正規定並びに附則第二十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で

定める日

附 則(平成十九年六月二十七日法律第九十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下 「施行日」とい

う。) から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成十九年六月二十七日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月十三日法律第六十五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月二十四日法律第五十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月二十四日法律第五十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十二年五月十九日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

兀

[前略] 附則第十二条の規定

公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二十二年十一月十九日法律第五十一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七十四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十九日法律第八十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十一日法律第二十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月十二日法律第八十五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年六月十九日法律第四十五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条中金融商品取引法第七十九条の四十九第一項、第七十九条の五十三第四項及び第五項、 第七十九条の五

る法律 三並びに第二百六十五条の二十八第一項の改正規定、 項、 第十七条第二項の改正規定を除く。)、第三十三条及び第三十四条の規定公布の日から起算して九月を超えない 支援機構法第二十三条第二項の改正規定を除く。)、第三十一条(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 法律第四百四十五条第三項の改正規定を除く。)、第二十条の規定並びに附則第十七条から第十九条まで、 十五第二項並びに第百八十五条 十二条から第二十四条まで、第二十九条 第二百四十一条第 (平成十九年法律第百三十三号)第三十一条の改正規定に限る。)、第三十条(株式会社地域経済活性化 項、 第二百四十九条第一 の十六の改正規定、 (犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関 項、 第十三条の規定、 第十七条の規定 第二百四十九条の二第一 第十六条中保険業法第二百四十条の六 (金融機関等の更生手続の 項及び第五項、 第二百四十 特例等に関する 九 第二 第 条の 法 す

附 則 (平成二十六年六月十三日法律第七十一号) 抄

範囲内において政令で定める日

(施行期日)

第一条 次の各号に掲げる規定は、 この法律は、 公 布 の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、 当該各号に定める日から施行する。

附 則(平成二十七年九月十一日法律第六十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める

日から施行する。